



27 逗 個 情 運 発 第 7 号
2015 年（平成 27 年）5 月 11 日

逗子市長 平 井 竜 一 様

逗子市個人情報保護運営審議
会 長 立 川 丈 夫



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の制定につ
いて（答申）

2015 年（平成 27 年）4 月 10 日付け、諮問第 4 号「行政手続における特定の
個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例（案）の制定について」に係る逗子市個人情
報保護条例第 28 条第 2 項の規定に基づく事案につきましては、審議の結果、諮
問の内容を適当と認め答申します。

なお、条例制定に際しては、「逗子市個人情報保護条例の改正について（平
成 27 年 3 月 31 日付け 27 逗個情運発第 4 号）」答申の趣旨に沿い、個人情報保
護制度が適正に運用されるよう申し添えます。

以上